

高齢者の定義について

高齢者については、60歳程度であっても、孤独死等のリスクなどにより、民間賃貸住宅の貸主から入居制限を受けるおそれがあること、サービス付き高齢者向け住宅の入居基準や、国が定める住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱などの対象と整合を図ることが必要であることから、「原則として満60歳以上の者」としています。

サービス付き高齢者向け住宅の入居基準

○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（抜粋）

（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録）

第五条 高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下単に「有料老人ホーム」という。）であって居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者（国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件に該当する者をいう。以下この章において同じ。）を入居させ・・・

○ 国土交通省・厚生労働省関係 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省・国土交通省令第二号）（抜粋）

（年齢その他の要件）

第三条 法第五条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件は、六十歳以上の者又は介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定若しくは同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 同居する者がいない者であること。
- 二 同居する者が配偶者、六十歳以上の親族、要介護認定若しくは要支援認定を受けている六十歳未満の親族又は入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると都道府県知事が認める者であること。

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱の対象

○ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱（抜粋）

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 省略

五 高齢者世帯 次のイ及びロに該当する者又は当該者と同居するその配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。）である世帯をいう。

イ 60歳以上の者であること

ロ 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること

- (1) 同居する者がいない者であること
- (2) 同居する者が配偶者、60歳以上の親族又は入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると都道府県知事等が認める者であること